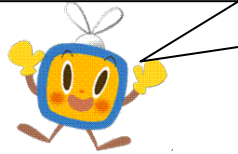


聴覚障害者向け映像ライブラリー作品は、著作権権利者との約束で、作品ごとに利用できる人（作品を見てもいい人）と利用方法が決まっているんだよ。

この条件を示したものが**利用区分コード**なんだ。

利用できる人は、A～Eのアルファベット、利用方法は1～3の数字であらわされているよ。

それぞれの意味（条件）は下の表のとおりだよ。みんな、必ず守ってね！



利用者区分

利用する人	利用できる作品 (利用者区分の表示)				
	A	B	C	D	E
身体障害者手帳（聴覚障害）の <u>交付を受けている</u> 方	○	○	○	○	○
身体障害者手帳（聴覚障害）の <u>交付を受けていない</u> 難聴・中途失聴の方	○	○	×	○	×
聞こえに障害のない方	○	×	×	×	×
聴覚障害者団体。関係施設。聴覚障害者等が通う教育機関や入所施設，利用施設	○	○	○	×	×
その他の社会福祉施設，公共施設	○	×	×	×	×

表の見方（例）

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている方は、すべての作品（A～E）が利用できます。

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方は、A，B，Dの作品が利用でき、CとEの作品は利用できません。

聞こえに障害のない方は、Aの作品しか利用できません。

りようじょうけんくぶん
(利用条件区分)

りようしかた 利用の仕方	りようじょうけんくぶん 利用条件区分		
	1	2	3
こじんしちょう 個人視聴	○	○	○
なかましゅうだんしちょう 仲間や集団での視聴	×	○	○
じょうえいかいしやう 上映会での使用	×	×	○

ひやうみかたれい
表の見方(例)

りようじょうけんくぶん さくひん じょうえいかい しやう じょうえいかい
利用条件区分が 1 や 2 の作品は、上映会での使用はできません。上映会で使用できるのは利用条件区分が 3 の作品だけです。



つぎ こうい さくひん きやうつう
次のような行為は、すべての作品に共通して
きんし かなら まも
禁止されているよ。みんな必ず守ってね。

ぜんさくひんきやうつう きんしじこう
【全作品共通の禁止事項】

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんがし こうい
作品の複製、頒布、販売、転貸などの行為
ゆうせんむせん と ほうそう つうしん
有線無線を問わず放送または通信または
はいしん こうしゅうそうしんとう りよう
配信など公衆送信等の利用

くわ し かた つぎ はじ りやうくぶん べつはやみひやう
もっと詳しく知りたい方は、次のページから始まる利用区分コード別早見表
か、ライブラリーサーバーのトップ画面にある利用の手引きの中の『利用区分
がめん りよう てび なか りやうくぶん
のガイド』を^よ読んでね。



りょうくぶん 利用区分コード A - 1	
利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含みます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ だんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほういきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がっきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
	<p>たしせつ 【その他施設】 た しゃがいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなくい しちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なかまいしき など)に基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

~~ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじどう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。~~

~~い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。~~

~~たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】~~

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん とかいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映~~

~~い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

~~さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。~~

りょうくぶん
利用区分コード A - 2

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供施設</p>
	<p>きょういくき かん 【教育機関】 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又は入所している施設など</p>
	<p>た しせつ 【その他施設】 その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かにい しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【~~大会等での上映~~】

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴~~
~~しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と~~
~~せす、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。~~
~~れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場~~
~~とう じょうえい
等での上映~~

い か ばあい りょう
【~~以下のような場合には利用できません~~】

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、~~
~~ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に~~
~~りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で~~
~~とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる~~
~~しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード A - 3

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まれます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供施設</p>
	<p>きょういくき かん 【教育機関】 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又は入所している施設など</p>
	<p>た しせつ 【その他施設】 その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】

こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴，集団視聴に加え，聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいかい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。

禁止事項
きんしじこう

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。

りょうくぶん 利用区分コード B - 1	
利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がつきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
	<p>たしせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいはい しちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なかまいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

~~ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。~~

~~い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。~~

~~たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】~~

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん とかいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映~~

~~い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード B - 2

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がっきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p> <p>た しせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなしちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なままいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【~~大会等での上映~~】

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴~~
~~しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と~~
~~せす、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。~~
~~れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場~~
~~とう じょうえい
等での上映~~

い か ばあい りょう
【~~以下のような場合には利用できません~~】

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、~~
~~ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に~~
~~りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で~~
~~とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる~~
~~しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

きん
止
事
項

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード B - 3

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうふ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうふ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がっきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p> <p>た しせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなし しょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なままいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】

こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴，集団視聴に加え，聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りようきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじよう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映

い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】

たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りよう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。

きん
しじこう
禁止事項

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りよう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。

りょうくぶん 利用区分コード C - 1	
利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児、中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって、日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し、かつ、映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体、聴力言語障害者児施設、聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がつきゅう 聾学校、難聴学級、聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設、聴覚障害者児等の寄宿舍、聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
	<p>たしせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設、公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいらい しちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え、集団(手話サークルなど、共通の目標・規範・ なかまいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され、相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって、視聴に当っては営利を目的とせず、かつ、視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例)聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

~~ろうがっこう なんちようがつきゅう ちようかくしょうがいじまた なんちようじとう かよ がっこうきよういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちよう じゆぎよう かにい しちよう しちよう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゆぎよう おこな しゃおよ じゆぎよう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちよう
視聴。~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう
は利用できません。~~

~~たいかいとう じようえい
【大会等での上映】~~

~~こじんしちよう しゅうだんしちよう くわ ちようかくしょうがいしゃ じ なんちようしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゆ たいしょう じようえいかいとう じようえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちようしゃ いっさい りようきん う ばあい じようえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちようかくしょうがいしゃとう しゆ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじよう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じようえい
等での上映~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう え たいかいさん かひとう ちようしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじようえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちよう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅう ち なら はいりよ ばあい りよう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード C - 2

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくき かん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がっきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>た しせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなしちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p> <p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なままいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
~~**【大会等での上映】**~~

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映~~

い か ばあい りょう
~~**【以下のような場合には利用できません】**~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

**禁
止
事
項**

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード C - 3

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくき かん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がつきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>た しせつ 【その他施設】 た しゃかいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなし しょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p> <p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なままいしき などもと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいりり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】

こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴，集団視聴に加え，聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいかい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅう ち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。

きん
止
事
項

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。

りょうくぶん 利用区分コード D - 1	
利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほういきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がつきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舍, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>たしせつ 【その他施設】 た しゃがいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなし しょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅう きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なかまいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

~~ろうがっこう なんちようがつきゅう ちようかくしょうがいじまた なんちようじとう かよ がっこうきよういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちよう じゆぎよう かにい しちよう しちよう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゆぎよう おこな しゃおよ じゆぎよう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちよう
視聴。~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう
は利用できません。~~

~~たいかいとう じようえい
【大会等での上映】~~

~~こじんしちよう しゅうだんしちよう くわ ちようかくしょうがいしゃ じ なんちようしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゆ たいしょう じようえいかいとう じようえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちようしゃ いっさい りようきん う ばあい じようえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちようかくしょうがいしゃとう しゆ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじよう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じようえい
等での上映~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう え たいかいさん かひとう ちようしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじようえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちよう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りよう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード D - 2

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舎, 聴覚障害者児等が利用又は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>た しせつ 【その他施設】 その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p> <p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【~~大会等での上映~~】

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映~~

い か ばあい りょう
【~~以下のような場合には利用できません~~】

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

きん
しじこう
禁止事項

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード D - 3

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舎, 聴覚障害者児等が利用又は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>た しせつ 【その他施設】 その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p> <p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かにい しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃあよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】

こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴，集団視聴に加え，聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りようきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいかい い べん と かいじよう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映

い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】

たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りよう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。

きん
しじこう
禁止事項

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りよう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。

りょうくぶん 利用区分コード E - 1	
利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶん う かた じどう ばあい 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている方（児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます）</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児、中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶん う かた にちじょう 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方であって、日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し、かつ、映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじしせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほういきょう 聴力障害者・児団体、聴力言語障害者児施設、聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがつきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がつきゅう 聾学校、難聴学級、聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設、聴覚障害者児等の寄宿舍、聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
利用 方法	<p>たしせつ 【その他施設】 た しゃがいふくししせつ こうきょうしせつ その他の社会福祉施設、公共施設</p>
	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなし しょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え、集団（手話サークルなど、共通の目標・規範・ なかまいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され、相互関係が持続する人の集まり） しちょう しちょう あた えいり もくてき しちょうしゃ での視聴であって、視聴に当っては営利を目的とせず、かつ、視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうがい しちょう （例）聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

~~ろうがっこう なんちようがつきゅう ちようかくしょうがいじまた なんちようじとう かよ がっこうきよういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちよう じゆぎよう かにい しちよう しちよう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゆぎよう おこな しゃおよ じゆぎよう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちよう
視聴。~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう
は利用できません。~~

~~たいかいとう じようえい
【大会等での上映】~~

~~こじんしちよう しゅうだんしちよう くわ ちようかくしょうがいしゃ じ なんちようしゃ じ ちゅうとしつちよう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゆ たいしょう じようえいかいとう じようえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちようしゃ いっさい りようきん う ばあい じようえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちようかくしょうがいしゃとう しゆ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじよう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じようえい
等での上映~~

~~い か ばあい りよう
【以下のような場合には利用できません】~~

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちようしゅう ばあいたま き ふきんあつまた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゆ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りよう え たいかいさん かひとう ちようしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじようえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちよう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りよう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

禁止事項
きんしじこう

作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード E - 2

利用 できる 方	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供施設</p>
	<p>きょういくき かん 【教育機関】 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>た しせつ 【その他施設】 その他の社会福祉施設, 公共施設</p>
利用 方法	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【~~大会等での上映~~】

~~こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴、集団視聴に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴~~
~~しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と~~
~~せす、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。~~
~~れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいがい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場~~
~~とう じょうえい
等での上映~~

い か ばあい りょう
【~~以下のような場合には利用できません~~】

~~たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、~~
~~ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合に~~
~~りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で~~
~~とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる~~
~~しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。~~

きん
しじこう
禁止事項

さくひん ふくせい はんぶ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製、頒布、販売、転貸等の行為、並びに、有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は、一切できません。

りょうくぶん
利用区分コード E - 3

<p style="writing-mode: vertical-rl;">利用 できる 方</p>	<p>ちょうかくしょうがいしゃ じ 【聴覚障害者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた じどう ばあい 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその ほごしゃ かた ふく 保護者の方も含まます)</p>
	<p>なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょうもしゃ じ 【難聴者・児, 中途失聴者・児】 しんたいしょうがいしゃてちょう ちょうかくしょうがい こうぶ う かた にちじょう 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって, 日常 せいかつ ほちょうきまた じんこうないじ じょうよう えいぞうさくひん しちょう 生活において補聴器又は人工内耳を常用し, かつ, 映像作品の視聴において ちょうかくしょうがいしゃ む じまく ひつよう かた 聴覚障害者向け字幕を必要とされている方</p>
	<p>ちょうしゃ 【聴者】 ちょうかくしょうがいしゃふくし じゅうじ かた 聴覚障害者福祉に従事されている方など</p>
	<p>ちょうかくしょうがいしゃだんたい しせつ 【聴覚障害者団体・施設】 ちょうりょくしょうがいしゃ じだんたい ちょうりょくげん ごしょうがいしゃじせつ ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょう 聴力障害者・児団体, 聴力言語障害者児施設, 聴覚障害者情報提供 しせつ 施設</p>
	<p>きょういくきかん 【教育機関】 ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいしゃとう かよ がっきゅう 聾学校, 難聴学級, 聴覚障害者等が通う学級など</p>
	<p>【関係施設】 聴覚障害者福祉施設, 聴覚障害者児等の寄宿舎, 聴覚障害者児等が利用又 は入所している施設など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">利用 方法</p>	<p>こじんしちょう 【個人視聴】 こじんりょうしゃほんにんまた かぞく かぎ はんいなくい しちょう 個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴</p>
	<p>しゅうだんしちょう 【集団視聴】 こじんしちょう くわ しゅうだん しゅわ きょうつう もくひょう きはん 個人視聴に加え, 集団(手話サークルなど, 共通の目標・規範・ なままいしき もと そしき そうごかんけい じぞく ひと あつ 仲間意識などに基づいて組織され, 相互関係が持続する人の集まり) しちょう しちょう あた えいりり もくてき しちょうしゃ での視聴であって, 視聴に当っては営利を目的とせず, かつ, 視聴者 いっさい りょうきん う ばあい しちょう から一切の料金を受けない場合での視聴 れい ちょうかくしょうがいしゃだんたいとう がくしゅうかい しちょう (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p>

ろうがっこう なんちょうがっきゅう ちょうかくしょうがいじまた なんちょうじとう かよ がっこうきょういくき
聾学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機
かん しちょう じゅぎょう かに しちょう しちょう
関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴
たいしょうしゃ じゅぎょう おこな しゃおよ じゅぎょう う しゃ かぎ ばあい
対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での
しちょう
視聴。

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

しゅうかいとう かいさい さい さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつ また
集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果を意図している場合に
りょう
は利用できません。

たいかいとう じょうえい
【大会等での上映】

こじんしちょう しゅうだんしちょう くわ ちょうかくしょうがいしゃ じ なんちょうしゃ じ ちゅうとしつちょう
個人視聴，集団視聴に加え，聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴
しゃ じ しゅ たいしょう じょうえいかいとう じょうえいかいとう えいり もくてき
者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的と
しちょうしゃ いっさい りょうきん う ばあい じょうえい かぎ
せず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。
れい ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ さんかしゃ ふくしたいかい い べん と かいじょう
(例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場
とう じょうえい
等での上映

い か ばあい りょう
【以下のような場合には利用できません】

たいかいとう かいさい さいし さん かひとう ちょうしゅう ばあいたま き ふ きんあつめた
大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、
ぶつびん はんばいとう しゅ もくてき しゅうきやくこうかとう い と ばあい
物品の販売等を主たる目的としてその集客効果を意図している場合に
りょう え たいかいさん かひとう ちょうしゅう ばあい
は利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合で
とうがいじょうえいかい たいかいさん かひ しはら しゃ しちょう
あっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できる
しゅうち なら はいりよ ばあい りょう
ことを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。

きん
しじこう
禁止事項

さくひん ふくせい はんぷ はんばい てんたいとう こうい なら ゆうせんむせん と
作品の複製，頒布，販売，転貸等の行為，並びに，有線無線を問わ
ほうそうまた つうしんまた はいしん こうしゅうそうしんとう りょう いっさい
ず放送又は通信又は配信など公衆送信等の利用は，一切できません。